

別表第3 貸借対照表記載科目（第33条関係）

資産の部			備 考
大科目	中科目	小科目	
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
		土 地	
		建 物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構 築 物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		その他の機器備品	
		図 書	
		車 両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		その他の固定資産	借 地 権
	電話加入権		専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
	施設利用権		
	有価証券		長期に保有する有価証券をいう。
	収益事業元入金		収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	(何)引当特定預金		
	第3号基本金引	第3号基本金に係る預金等をいう。	

流動資産	当資産		
	現金預金	未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。 減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。 その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。 一時的に保有する有価証券をいう。
	貯蔵品	短期貸付金	
	有価証券		
負債の部			
科 目		備 考	
大 科 目	小 科 目		
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。	
	学校債	同上	
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。	
流動負債	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。	
	学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。	
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。	
	未払金		
	前受金		
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。	
基本金の部			
科 目		備 考	
第1号基本金		第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。	
第2号基本金		第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。	
第3号基本金		第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。	
第4号基本金		第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。	
消費収支差額の部			
科 目		備 考	
(何)年度消費支出準備金		特定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。	
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)			

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。  
 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及びその他の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。